

トルコ議会政治における選挙区サービス

はぎま
間 やすし
寧

- I 序論
- II 方法論
- III 調査結果
- IV 結論

I 序論

1. 問題の所在

立法府の制度化のための条件は、議会に対するエリートと大衆の支持であると言われるが、後者の支持は代表機能の有効性に大きく依存する。代表機能は一般に、①政策的対応、②サービスの対応、③分配的対応、④象徴的対応、から成る。これまで代表機能の研究の多くは、①の政策的対応を扱っていた。②のサービスの対応や③の分配的対応を、特に英米の小選挙区について研究した成果が注目を集めるようになったのは、1970年代末以降である(注1)。

ところで、サービスの対応や分配的対応は、英米の小選挙区だけに顕著な現象とは考えにくい。第1に、比例代表選挙制では、一般に政党への投票が原則であるために国会議員と選挙区民との関係は小選挙区に比べて疎遠になりがちだが、選挙区が比較的小さければ両者の関係はかなり緊密になるであろう。選挙区民は政党リストの限られた数の候補者を識別しやすいし、国会議員も限られた地域の選挙区民により多く接触することが可能になる。第2に、第三世界の議会制においては、立法府の最も重要な機能

はサービスの対応や分配的対応であると主張されてきた(注2)。

本稿は、比例代表選挙制における選挙区サービス(注3)の原因と結果を考察した。国として特にトルコを選んだ理由は第1に、トルコの議会・選挙制度が民主主義国としての必要条件を満たしており(後述)、他の議会制民主主義国との比較が可能になることである。

第2に、トルコの選挙区の規模が最大でも県単位、定員は2～6人であることである。このため、選挙においては党派性のみならず候補者個人の資質が重要になる。

第3に、第三世界議会制の例に漏れずトルコにおいても、選挙区民の国会議員への要求で最も多いのはサービスの対応と分配的対応であると主張されている(注4)。

第4に、その一方で、トルコ国会議員が選挙区サービスをどの程度重視しているかについては、相反する調査結果が報告されている。キム、バーカン、トゥランとジューエル (Chong Lim Kim, Joel D. Barkan, Ilter Turan, and Malcolm E. Jewell)(注5)は、1970年代後半においてトルコ国会議員が他の第三世界のそれに比べて「有権者へ政策を説明すること」と「法案を提出、討議、修正すること」により多くの時間を割いていることを発見した。これに対しカライジュオール (E. Kalaycıoğlu)(注6)は1984年の調査で、国会議員は平均して自分の時間の半分以上を選

選挙区民からの要求を聞くために費やしていることを明らかにした。

選挙区サービスに費やされる時間の割合が両者の調査で異なっていることは、1つにクライジュオール（注6）の調査が軍事政権から文民政権への1983年12月の移行直後に行われたことに起因している可能性がある。旧政治家は1987年まで憲法で政治活動を禁止されていたために、84年時点での国会議員の大多数は初めて政界入りした人々である。立法活動の経験が無い彼らが、選挙区サービスにより多くの時間を割いたのかもしれない。トルコの議会政治が正常に戻った現状のもとで、上記の相異なる結論を検証してみる必要がある。

これらのことから、国会議員が選挙区民からの要求をどのように、そしてどの程度処理しているのかをトルコについて調べることに十分な意義があると思われる。

2. トルコにおける議会政治

本論に入る前に、トルコにおける議会政治を、まず民主主義の必要条件、次に選挙制度の観点から説明する。

(1) 民主主義的条件

ダール (R.A. Dahl) は多頭制 (民主主義の実存形態) の大きな基準として、①政権を巡る政党間の競争と②政治参加を挙げた^(注7)。第1に、政権を巡る政党間の競争については、トルコは1923年の共和制樹立から46年まで共和人民党 (Cumhuriyet Halk Partisi) による一党制を続けたが、45年に複数政党制移行を決定、46年総選挙から実施した。次の1950年総選挙では初めて政権交代が起きた。1946～95年の14の総選挙のうち、前回と同じ政党が第1党になった場合は半分の7つだけである (表1)。トルコにおいて

表1 総選挙での連続勝利

総選挙年	連続勝利の有無*	総選挙後第1党
1946	○	共和人民党
1950	×	民主党
1954	○	民主党
1957	○	民主党
1961	×	共和人民党
1965	×	公正党
1969	○	公正党
1971	○	公正党
1973	×	共和人民党
1977	○	共和人民党
1983	×	祖国党
1987	○	祖国党
1991	×	正道党
1995	×	福祉党

(出所) 筆者作成。

(注) *第1党が前回総選挙での第1党と同じであれば○、そうでなければ×

競争的な選挙は過去約半世紀にわたり続いている。

競争的な選挙の重要な条件の1つは、公正な選挙を監視する機関の存在である。トルコにおいては、司法府に属する最高選挙委員会 (Yüksek Seçim Kurulu) とその下部機関が、この任務を果たしている。その委員11名 (正規7名, 補欠4名) は、最高裁判所が6名を、行政裁判所が5名を、それぞれの裁判所判事の中から6年の任期 (再任有り) で選出する。各県には県庁所在市に在任する最高位の判事3名から成る県選挙委員会 (İl Seçim Kurulu) が、各郡にはその郡在任の最高位の判事から成る郡選挙委員会 (İlçe Seçim Kurulu) が、ともに2年の任期で設置されている^(注8)。トルコではこのように司法的独立性の強い機関が選挙を監視しており、与党が投票操作を行ったとの訴えはほとんど聞かれない。

確かにトルコは1960年、71年、80年に政治的または経済的混乱を理由とする3回のクーデターを経験している^(注9)。しかし、これらのクーデターの最大の目的は、非民主主義政権の樹立ではなく、(機能低下に陥った)民主主義体制の再建である。第三世界としては先進的な民主主義体制の崩壊後成立した官僚型権威主義政権は、アルゼンチンで7年が2回(1966~73年と76~83年)、ブラジルで21年(64~85年)、チリで17年(73~90年)、ウルグアイで12年(73~85年)続いた。これに対し、トルコの軍事政権は1年(1960~61年)および3年(80~83年)と短く、しかも1971年の「書簡によるクーデター」後は2年間の文民超党派政権だった。さらに、過去3回のクーデターにもかかわらずトルコ社会には、政府の正統性は自由で競争的な選挙での国民の信任に依拠するという幅広い合意が存在し、それは軍部の考えにも反映されている^(注10)。

第2に、政治参加のうち参政権については、1934年に女性にも選挙・被選挙権が認められることにより、男女に普通選挙権が確立された。政党は、世俗主義、民主主義、トルコ単一民族の国家原則に従うことを条件に、届け出により結成できる(憲法第68条)。集会・結社の自由については、社团は届出制である(憲法第33条)。集会・デモも許可を必要としないが、当局はその場所を指定することができる。また当局は、治安の悪化が予想される場合には、集会・デモを禁止または延期させることができる(憲法第34条)。さらに、集会・結社の自由を含む基本的人権は、前述の国家原則に関わる事態において制限される(憲法第13条)。このように、政治参加にある程度の制限はあるものの、選挙に限って言えばトルコは多頭制の条件を満たして

いると言えよう。

(2) 選挙制度

ここではトルコの選挙制度を、議席配分と選挙区区割りの方法に分けて説明する(図1、表2参照)。

まず、議席配分については、トルコでは1961年総選挙から比例代表制が採用されている。それまでは比較多数制で、選挙区(全県区)で1位の政党が選挙区議席のすべてを獲得していた。比較多数制は第1党に特別に有利な制度であるため、複数政党制移行後も与党を強大化させ、民主党(Demokrat Parti)政権(1950~60年)による「多数派の専制」を生んだ。民主党政権が1960年の軍事クーデターで倒された後、知識人を中心に50年代の経験を踏まえて起草された1961年憲法は、権力の抑制と均衡の原則を取り入れた。比例代表選挙制度は、その原則を踏まえた制度である。議席配分はドント方式^(注11)を基本にしていたが、与党の政治的思惑により幾度も修正を受けた^(注12)。

1961~65年には、選挙区別足切りが採用された。小政党の乱立を避けるために、選挙区での投票総数を選挙区での選挙参加政党数で割った商以上の票を得られなかった政党にはその選挙区の議席が与えられなかった。

1965~69年には死票復活制度が採用され、選挙区別足切りによる死票が全国残余として合算されることになった。小政党を救済する措置が取られたのは、時の連立第1与党である共和人民党が、人気の高い公正党(Adalet Partisi, 1960年軍事クーデターで解散させられた民主党の継承政党)が次期総選挙で単独過半数を握ることを阻止しなかったためである。

1969~80年には全国残余制度も選挙区別足切

り制度も無い単純ドント方式が適用された。発端は、1965年総選挙で単独多数派政権を樹立した公正党が、全国残余制度を廃止するために、61～65年の選挙区別足切りを復活する法案を68年に成立させたことである。これにより大きな損失を被る小政党のトルコ労働党 (Türkiye İşçi Partisi) が憲法裁判所に違憲立法審査を請求したが、同裁判所は全国残余制度を廃止する条文ではなく選挙区別足切りを再導入する条文に(代表における平等が損なわれるとの理由で) 違憲判決を下したのである。

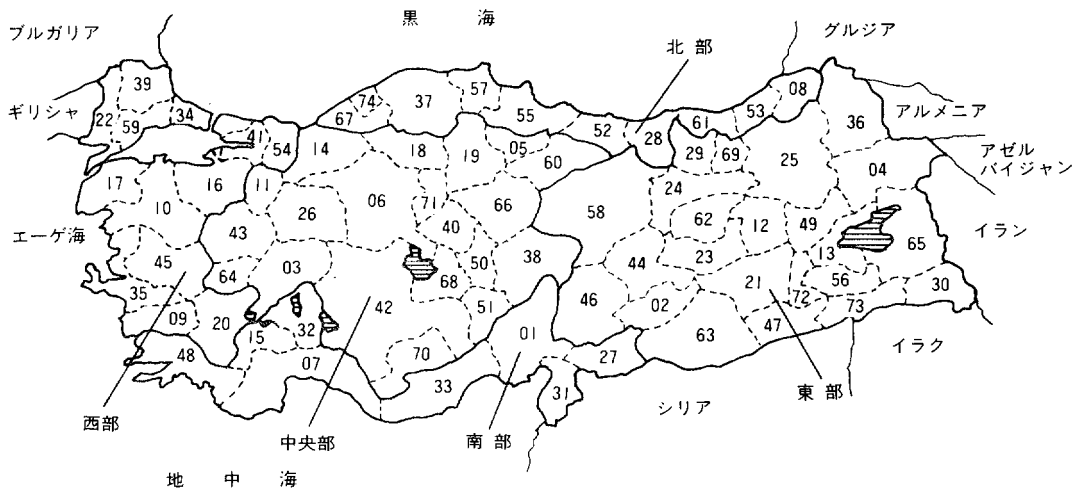
1980～83年の軍事政権の後に適用された1983年選挙法は、選挙区別足切りに加え、全国得票率が10%に満たない政党には議席を与えない全国足切りを採用した。1987年に行われた選挙法改正は、選挙区別足切りを復活させた。また議席割当制を採用し、同一県に選挙区が複数ある場合、4, 5, 6人定員選挙区についてはそれぞれ1議席を選挙区で1位になった政党に割り

振り、残り議席を比例配分することにした(注13)。これにより、トルコの1987年総選挙、そして本稿対象の国会議員が選出された91年総選挙は、それまでの総選挙に比べて、大政党、中でも特に第1党を優遇する結果になった(注14)。

次に、選挙区区割りは、基本的には人口に応じて行われる。本稿に関係する1991年総選挙当時施行の選挙法では、まず各県に1議席ずつ割り振る。次に、残りの議席数(総議席数から県の数を差し引いたもの)で全国人口を割り、残り1議席当たりの有権者数を得る。これを基数として各県人口を割り、残りの議席を各県に割り振る。1県の人口が基数の7倍を超える場合には、県を(郡(注15)の組み合わせから成る)複数の選挙区に分割する。

1983年選挙法施行により廃止された1961年選挙法は、1県1選挙区とし、全国人口を全議席数で割った商を基数として選挙区議席を定めていた。これに比べると、現行の選挙法は人口の

図1 トルコの県 (1991年総選挙当時)



(出所) 国家統計局 (Devlet İstatistik Enstitüsü) で長場紘氏が入手した地図をもとに、筆者作成。

(注) 図中の番号は表2の県番号に対応。

表2 トルコの選挙区 (1991年総選挙当時)

県 番号	県 名	選挙区 番号	定員	県 番号	県 名	選挙区 番号	定員
1	Adana	1	6	30	Hakkari	1	2
1	Adana	2	3	31	Hatay	1	5
1	Adana	3	5	31	Hatay	2	3
2	Adiyaman	1	4	32	Isparta	1	4
3	Afyon	1	6	33	İçel	1	6
4	Ağrı	1	4	33	İçel	2	3
5	Amasya	1	3	34	İstanbul	1	6
6	Ankara	1	6	34	İstanbul	2	6
6	Ankara	2	6	34	İstanbul	3	6
6	Ankara	3	6	34	İstanbul	4	6
6	Ankara	4	5	34	İstanbul	5	6
7	Antalya	1	6	34	İstanbul	6	6
7	Antalya	2	3	34	İstanbul	7	6
8	Artvin	1	2	34	İstanbul	8	5
9	Aydın	1	6	34	İstanbul	9	3
10	Balıkesir	1	4	35	İzmir	1	6
10	Balıkesir	2	3	35	İzmir	2	6
11	Bilecik	1	2	35	İzmir	3	4
12	Bingöl	1	3	35	İzmir	4	3
13	Bitlis	1	3	36	Kars	1	5
14	Bolu	1	5	37	Kastamonu	1	4
15	Burdur	1	3	38	Kayseri	1	4
16	Bursa	1	6	38	Kayseri	2	3
16	Bursa	2	6	39	Kırklareli	1	3
17	Çanakkale	1	4	40	Kırşehir	1	3
18	Çankırı	1	3	41	Kocaeli	1	4
19	Çorum	1	5	41	Kocaeli	2	3
20	Denizli	1	6	42	Konya	1	6
21	Diyarbakır	1	5	42	Konya	2	4
21	Diyarbakır	2	3	42	Konya	3	3
22	Edirne	1	4	43	Kütahya	1	5
23	Elazığ	1	4	44	Malatya	1	6
24	Erzincan	1	3	45	Manisa	1	6
25	Erzurum	1	4	45	Manisa	2	3
25	Erzurum	2	3	46	K. Maraş	1	4
26	Eskişehir	1	5	46	K. Maraş	2	3
27	Gaziantep	1	6	47	Mardin	1	5
27	Gaziantep	2	3	48	Muğla	1	5
28	Giresun	1	4	49	Muş	1	3
29	Gümüşhane	1	2	50	Nevşehir	1	3

県番号	県名	選挙区番号	定員	県番号	県名	選挙区番号	定員
51	Niğde	1	3	63	Şanlıurfa	2	3
52	Ordu	1	6	64	Uşak	1	3
53	Rize	1	3	65	Van	1	5
54	Sakarya	1	6	66	Yozgat	1	5
55	Samsun	1	6	67	Zonguldak	1	4
55	Samsun	2	3	67	Zonguldak	2	3
56	Siirt	1	3	68	Aksaray	1	3
57	Sinop	1	3	69	Bayburt	1	2
58	Sivas	1	6	70	Karaman	1	2
59	Tekirdağ	1	4	71	Kırıkkale	1	3
60	Tokat	1	6	72	Batman	1	3
61	Trabzon	1	6	73	Şırnak	1	3
62	Tunceli	1	2	74	Bartın	1	2
63	Şanlıurfa	1	5	合計			450

(出所) State Institute of Statistics, *Results of General Election of Representatives (Summary Tables) 20.10.1991* (Ankara, 1992) より、筆者作成。県番号は公式統計で採用されている。

少ない県を過大評価 (overrepresent) していることになる。ただ選挙区ごとの1票の格差は、日本におけるほど大きくない^(注16)。トルコの1991年総選挙について、各県の1票の格差(最小値=ゾングルダク(Zonguldak)県)^(注17)を筆者が計算したところ、平均は1.38で、格差が2倍を超える県は全74県のうち2つ、2.7%にすぎなかった^(注18)。1票の重みに都市と農村で極端な格差は無いと考えられる。

つまり、トルコにおける選挙区サービスを考察する上での前提であるトルコ議会政治は、①民主主義的条件および②選挙制度という点で、民主主義国における比例代表制の一例となるための条件を満たしている。

以下の部分は、「方法論」(第II節)、「調査結果」(第III節)、「結論」(第IV節)から成る。まず「方法論」でデータと分析手法を説明する。次に「調査結果」で、①国会議員活動に占める選挙区サービスの割合、②選挙区サービスの動機、

③選挙区サービスの需要・供給を決める政治経済的変数を明らかにする。最後に「結論」で、調査結果のまとめとその含意を考察する。

(注1) Bruce E. Cain, John A. Ferejohn, and Morris P. Fiorina, "The Constituency Service Basis of the Personal Vote for U.S. Representatives and British Members of Parliament," *American Political Science Review*, vol.78, no.1, March 1984, pp. 110-125/Malcolm E. Jewell, "Legislators and Constituents in the Representative Process," in *Handbook of Legislative Research*, ed. Gerhard Loewenberg, Samuel C. Patterson, and Malcolm E. Jewell (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1985), pp. 97-131/Bruce E. Cain, John A. Ferejohn, and Morris P. Fiorina, *The Personal Vote: Constituency Service and Electoral Independence* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1987)/Philip Norton and David M. Wood, *Back from Westminster: British Members of Parliament and Their Constituents* (Lexington: The University Press of Kentucky, 1993).

(注2) Michael L. Mezey, *Comparative Legislatures* (Durham, NC: Duke University Press, 1979)/

Jewell, "Legislators and Constituents . . ."

(注3) 選挙区サービスの明示的な定義は見あたらない。基本は選挙区に対するサービスだが、国によって(例えば米国と英国で)使われる意味合いが微妙に異なる(本節注1の文献参照)。米国では選挙区と連邦政府との間の仲介の意味合いがより強いのに対して、英国では個人的問題との関わりがより強い。本稿では、「選挙区の住人または集団の要望への対応」としておく。

(注4) Chong Lim Kim et al., *The Legislative Connection: The Politics of Representation in Kenya, Korea, and Turkey* (Durham, NC: Duke University Press, 1984)/Ersin Kalaycıoğlu, "Türk Yasama Sistemi ve Siyasal Temsil" [トルコ立法制度と政治的代表的行為], in *Türk Siyasal Hayatının Gelişimi* [トルコ政治の進展], ed. Ersin Kalaycıoğlu and Ali Yaşar Sarıbay (İstanbul: Beta, 1986).

(注5) Kim et al., *The Legislative Connection . . .*

(注6) Kalaycıoğlu, "Türk Yasama Sistemi ve . . ."

(注7) 競争と参加を保障する制度的条件としてダールが挙げたものは彼の著作ごとに多少異なるが、本質的な違いはない。最近の著作では①選挙による政府、②自由公平な選挙、③普通選挙、④被選挙権、⑤表現の自由、⑥情報の公開、⑦集会・結社の自由の7つが挙げられている。Robert A. Dahl, *Democracy and Its Critics* (New Haven: Yale University Press, 1989), p.221. 本来はこれら7つの制度的条件からトルコの政治制度を考察すべきだが、議論が長くなるのでここでは結果として競争と参加という2つの基準が満たされているかを述べた。7つの制度的条件からの考察については、間寧「トルコにおける競争と参加——野党の影響力——」(間寧ほか『中東における民主化』M.E.S. Series No.38 アジア経済研究所 1995年) 75~110ページ。

(注8) Türkiye ve Orta Doğu Amme İdaresi Enstitüsü [トルコ中東行政研究所], *T.C. Devlet Teşkilatı Rehberi* [トルコ共和国国家便覧] (Ankara, 1996), p. 169-173.

(注9) 1960年と80年のクーデターでは、政府は解任、議会と与党が解散させられ、新憲法が採択された。1971年の「書簡によるクーデター」では、政府が退陣を強いられたが、議会と政党はそのまま機能し続けた。

(注10) Ergun Özbudun, "Turkey," in *Competitive Elections in Developing Countries*, ed. Myron Weiner

and Ergun Özbudun (Durham, NC: Duke University Press, 1987), pp. 353-354.

(注11) ドント方式は、選挙区ごとに適用される。まず、ある選挙区の各政党の得票数を自然数(1, 2, 3, ..., n)で割り、その商を得る。各政党ごとに、1で割ったときの商、2で割ったときの商、3で割ったときの商、..., n で割ったときの商が得られる。これを全政党(m 個)について行くと、 $m \cdot n$ 個の商が得られる。この $m \cdot n$ 個の商すべてを大きい順に1, 2, 3と順位を付ける。そして1位の商を持つ政党に1議席、2位の商を持つ政党に1議席、3位の商を持つ政党に1議席...と、選挙区の議席が無くなるまで割り振ることにより、議席配分は完了する。なお比例代表制の中で、ドント方式の議席配分は小政党よりも大政党に若干有利である。

(注12) 以下の叙述は、Şirkin Tekeli, "Cumhuriyet Döneminde Seçimler" [共和制期における選挙], in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi, 7. Cilt* [共和制期トルコ百科事典 第7巻] (İstanbul: İletişim Yayınları, 1983), pp.1797-1954/Yavuz Sabuncu-Murat Şeker, "Seçimler" [選挙], in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi, Yüzyıl Biterken, 14. Cilt* [共和制期トルコ百科事典 世紀末を迎えて 第14巻] (İstanbul: İletişim Yayınları, 1996), pp. 1142-1168/T.C. Başbakanlık [総理府], *Kanunlar Külliyyatı* [法規集] (Ankara: Başbakanlık Yayınevi [総理府出版局], 1997) を参考にした。

(注13) 本稿に関する1991年総選挙では、国会定員450人のうち44人がこの割り当て議席により当選している。

(注14) しかし、1995年総選挙直前に、改正選挙法で選挙区1位政党への割り当て議席が廃止された。また、同法の選挙区別足切り規定が、憲法裁判所の違憲判決を受けて廃止された。これでトルコの選挙制度は、より公平な比例代表制に戻った。

(注15) トルコの地方制度は、①中央行政体としての県と郡(県・郡知事は内務官僚)、②地方行政体としての県(議会は民選)および市と村(その長と議会は民選)の二重構造になっている。

(注16) 1票の格差は、選挙区の議員定数を選挙区人口で除した商の選挙区間の格差である。日本の自治省が1996年3月末に発表した住民基本台帳によると、衆院300小選挙区のうち人口格差が2倍を超える選挙区は52区(『産経新聞』1996年8月10日朝刊)で、全体の17.3%に達していた。小選挙区では定員が1名なので、人口

格差の逆数がそのまま1票の格差を意味する。

(注17) 選挙区ごとの値は選挙区別人口データが入手できず、計算しなかった。複数の選挙区に分けられる県では、県ごとに与えられた議席数を県内に配分する上で(選挙区の境を郡境と一致させる必要上)ある程度の不平等が生じる可能性はある。しかし、選挙区ごとの1票の格差は県別1票の格差と大きく違わないと思われる。加えて、全74県のうち52県(70.2%)では県全体が選挙区(全県区)だった。

(注18) 標準化した(=平均で除した)県別議員定数当たり人口の標準偏差は0.171だった。

II 方法論

データ収集は、郵送式アンケートに依った。筆者はトルコ語で作成したアンケート原稿を1994年8月、トルコの主要院内政党幹部および官僚に見てもらいコメントを受けた。それに従って内容を修正した同原稿のトルコ語を官僚に監修してもらった。

アンケートは主に順位尺度で答える方式の質問から成るが、若干の選択肢式質問をも含んでいる。どちらの場合でも、回答者は当てはまる答えが見つからない場合には「その他:」を選んで回答を具体的に記述できるようになっている。

アンケートの配布・回収は1995年6月から10月にかけて行った。配布は、当時議席を持っていた430名の国会議員(定員は450名)に対して郵送で行った。返送数は85(回収率19.8%)で、内訳は与党議員が42名、野党議員が42名、与野党について無回答が1名であった。与党議員42名のうち、(アンケート実施時に当たる)第19国会任期中での閣僚経験者は14名、同未経験者は27名、閣僚経験について無回答が1名であった(表3)。アンケートの回収率は低いですが、回答

表3 国会議員の党派、閣僚経験

政党	現任期中での閣僚経験	標本		母集団	
		n	%*	n	%
与党		42	50.0	233	52.6
	有り	14	16.7	79	17.8
	無し	27	32.1	154	34.8
	無回答	1	1.2	-	-
野党		42	50.0	210	47.4
無回答		1	-	-	-
合計		85	-	443	100.0

(出所) 与野党議席については第19国会(1991~95年)議員名簿、閣僚経験者数についてはTürker Sanal, *Türkiye Cumhuriyeti ve 50 Hükümeti* [トルコ共和国歴代50政権](Ankara: Sim Matbaacılık, 1995), pp. 219-223より、筆者作成。

(注) *母数を84(「与党」と「野党」の合計)とした。

表4 国会議員の地域別選挙区分布

地域 ¹⁾	標本 ²⁾		母集団	
	n	%	n	%
西部	29	36.7	131	30.5
南部	12	15.2	60	14.0
中央部	21	26.6	107	24.9
北部	8	10.1	45	10.5
東部	9	11.4	87	20.2
合計	79	100.0	430	100.0

(出所) 筆者作成。

(注) 1) 図1の地域区分を参照。

2) 選挙区が確認できなかった6名を除く。

者の分布は当時の国会議員の与野党比率と閣僚・平議員比率をほぼ正確に反映している。また、地域別選挙区分布(表4)についても、東部地域を除いて、標本と母集団はほぼ一致している。このようにして入手したデータは(前述のように主に順位尺度を用いており)正規分布を前提できないため、ノンパラメトリック統計解析手法で分析した。

Ⅲ 調査結果

1. 実態：何をどれだけ

(1) 時間配分

国会議員は、自分の自由になる時間の中では、立法活動よりも選挙区民との面会で忙しい（表5）。国会議員が割く活動時間が最も多いのが「国会本会議出席」、2位が「院内会派会議出席」であるが、これらの活動は国会議員および

表5 国会議員活動時間の年平均割合(N=85)

活動	指数(平均)*
国会本会議出席	6.06
院内会派会議出席	5.96
選挙区訪問	5.35
国会委員会出席	5.32
選挙区民と個人的問題で面会	5.19
法案作成	3.13
国会質問作成	3.08

(出所) 筆者作成。

(注) *1 (最小) から7 (最大) まで。

党員としての義務と言って良い(4位の「国会委員会出席」も義務的活動に当てはまる)。しかしこれらの義務的活動を除けば、3位の「選挙区訪問」、5位の「選挙区民と個人的問題で面会」に多くの時間が割かれており、「法案作成」(6位)や「国会質問作成」(7位)を大きく引き離している。

(2) 要求別実現度

国会議員は選挙区民からのさまざまな要求に、どの程度応えられているのだろうか。表6は第1に、国会議員への要求の頻度とそれを国会議員が解決する頻度との間に有意な相関関係があることを示している。これは、国会議員が自分に最も頻繁に寄せられる質問を優先して解決するよう努めているためか、選挙区民が国会議員が応えやすい要求をより多く寄せているためか、あるいはその両方であろう。第2に、国会議員は「選挙区での雇用創出投資」や「選挙区の社会基盤サービス」に関する要求を満たすことにより多く成功している。選挙区民の「個人的問題」や「地方政府への不満」、「中央政府への不

表6 選挙区民からの要求頻度(N=85)

要 求	指数(平均) ¹⁾		
	寄せられた(A)	解決した(B)	相関 ²⁾ (A)と(B)
個人的問題	5.92	3.71	.321
選挙区の社会基盤サービス ³⁾	4.79	4.06	.554
中央政府への不満	4.51	3.25	.311
選挙区での雇用創出投資	4.14	3.10	.590
地方政府への不満	3.56	3.12	.425
立法活動	2.43	3.49	.448

(出所) 筆者作成。

(注) 1) 1 (最小) から7 (最大) まで。

2) 数字は、スピアマン順位相関係数。すべて1%水準で有意。

太字は、0.5以上の値。

3) 道路、水道、電気など。

満」,「立法活動」に関する要求にはそれほど応えていない。これはすなわち、国会議員がサービスの対応よりも分配的対応で選挙区民の要望に込えていることを意味する。

2. 動機：なぜ

国会議員が自分の自由時間の最も多くを選挙区サービスに割いている最大の理由は、再選目的であることが予想できる。ここでは、選挙区サービスと再選の関係を、後者を候補指名と本選挙の2つの過程に分けて考える。さらに、メディアの役割にも注目する。

(1) 候補指名

比例代表選挙制では有権者は政党リストに投票する。再選を狙う国会議員にとって、この政党リストのできるだけ上位に掲載されることが必要になる。そのための条件の重要度を国会議員に評価してもらった結果が表7である。

これによれば、国会議員は一般党员からの支持を党執行部からの支持より重要視している。その大きな理由の1つは、政党によっては政党リストを原則上または一部の選挙区に限り、予

備選挙で決定していることである。政党リストを党執行部が決定する場合でも、候補者について党地方支部と相談する。党執行部が推す候補を地方支部が選挙に勝てないとの理由で拒否することもまれではない。さらに、政党リスト候補指名に影響する変数を最尤法因子分析により、政策因子、選挙区因子、エリート因子にまとめることができた(注1)。中でも選挙区因子の存在は、「一般党员からの支持」(重要性指標で1位)を重視する国会議員が、「選挙区への投資と公共サービス確保」(同3位)、および「選挙区民の要求を聞くため面会」(同4位)をも重視していることを示している。

(2) 本選挙

政党リスト候補指名後の本選挙に影響する変数の中で(表8)、国会議員によれば重要度1位は「政党への世論の支持」である。しかし、2位と3位は選挙区サービスに関するもの(「選挙区への投資と公共サービス確保」および「選挙区民の要求を聞くため面会」)である。選挙に影響する変数を因子分析により、国会議員因子、政

表7 政党リスト候補指名に影響する変数

変数	指数 (平均) ¹⁾	因子付加 ²⁾		
		政策因子	選挙区因子	エリート因子
一般党员からの支持	5.67	-0.171	<u>0.591</u>	0.557
党執行部からの支持	5.27	0.024	-0.075	<u>0.607</u>
選挙区への投資と公共サービス確保	4.78	0.308	<u>0.657</u>	-0.062
選挙区民の要求を聞くため面会	4.71	0.149	<u>0.859</u>	-0.060
自分の立法活動	4.34	<u>0.732</u>	0.337	-0.058
マスコミ用講演や執筆	3.87	<u>0.501</u>	-0.002	0.498
国会質問	3.21	<u>0.881</u>	0.081	0.069

(出所) 筆者作成。

(注) 因子付加が0.5以上(下線)である変数を同じ因子にまとめた。

- 1) 1(最小)から7(最大)までの重要性。
- 2) 最尤法因子分析、ヴァリマックス回転結果。

表 8 選挙に影響する変数

変数	指数 (平均) ¹⁾	因子付加 ²⁾	
		国会議員因子	政党因子
政党への世論の支持	5.96	0.224	0.691
選挙区への投資と公共サービス確保	5.16	0.878	0.086
選挙区民の要求を聞くため面会	5.15	0.713	0.182
党員の選挙運動	4.84	0.264	0.647
自分の立法活動	4.55	0.535	0.234
マスコミ用講演や執筆	4.51	-0.062	0.474
国会質問	2.99	0.378	0.165

(出所) 筆者作成。

(注) 因子付加が0.5以上(下線)である変数を同じ因子にまとめた。

- 1) 1(最小)から7(最大)までの重要性。
- 2) 最尤法因子分析、ヴァリマックス回転結果。

党因子にまとめると(注2)、両因子はほぼ同様の重要度の変数から成り立つ。国会議員因子を構成する変数が重要性で2位、3位、5位、政党因子を構成する変数が1位、4位である。両因子の大きな違いは、国会議員因子が国会議員個人の努力次第で改善できる変数(選挙区サービスと立法活動)から成るのに対し、政党因子が国会議員個人の力が及ばない変数(政党の人気や党員の働き)から成ることにある。

(3) メディア

選挙区サービスを再選に結びつけるためには、国会議員は選挙区サービスの成果を選挙区民に宣伝する必要がある。国会議員は、選挙区への投資や公共サービスが自分の努力により実現したことを選挙民にどのようにして伝えるのだろうか。また、国会議員が全選挙区民の一部ではない人々との面会に多くの時間を費やしていることは割に合うのだろうか。表9は、国会議員の活動を選挙区民がどのようなメディアを通じて把握しているかを国会議員に尋ねたものである。各種メディアは、全国メディア4つと地

表 9 国会議員の活動を有権者に伝えるメディア(N=85)

種類	指数 (平均)*	対象地域
国会議員と面会した選挙区民	5.24	地元
党組織	4.83	地元
地元紙	4.52	地元
テレビ	4.22	全国
全国紙	3.58	全国
個人パンフレット	3.50	地元
ラジオ	2.98	全国
雑誌	2.84	全国

(出所) 筆者作成。

(注) * 1(最小)から7(最大)までの効果。

元メディア4つに分けることができるが、このうち地元メディアが重要度で上位3つを占めている。中でも、「国会議員と面会した選挙区民」は、国会議員が最も重要と考える「メディア」である。国会議員と面会した選挙区民が、国会議員の活動を他の選挙区民にも伝えるためであろう。つまり、国会議員は選挙区民との面会が波及効果を及ぼすことを期待している。

3. 需給要因：選挙区規模・経済発展水準・議員歴

これまで、平均的な国会議員が選挙区サービスを再選に重要と考え、そのように行動していることを見てきた。しかし選挙区サービスの重要性や量は、国会議員を取り巻くさまざまな政治経済的特徴に大きく影響されると考えられる。これらの特徴のうち、あるものは選挙区サービスに対する需要を増加させるのに対し、またあるものは選挙区サービスへの国会議員の意識を高めるかもしれない。

ここでは、少なくとも3つの変数（2つが政

治的、1つが経済的）が重要であるとの仮説を立てた。その変数とは、①選挙区の規模、つまり定員、②域内1人当たり所得、③議員歴である。

(1) 選挙区規模

選挙区規模は、選挙区サービスの供給に影響を与えていると思われる。国会議員の再選の点から言えば、選挙区の議席数が少ないほど各候補の個人的特性が重要になるからである。逆に、議席数が多いほど候補が所属する政党の人氣が重要になる。このため仮説として、「規模が小さい選挙区の国会議員は、規模が大きい選挙区の国会議員よりも選挙区サービスに力を入れ

表10 選挙区特性が選挙区サービス供給・需要に与える影響¹⁾

選挙区サービス		選挙区特性 ²⁾		
		選挙区規模 (1991年総選挙)	1人当たり 県内総生産 (1986年)	
供給	意欲：選挙での重要性 評価（表8）	選挙区民の要求を聞くため面会	-.208*	.023
		選挙区への投資と公共サービス確保	-.233*	.077
	実践：割いている時間 の割合（表5）	選挙区民と個人的問題で面会	-.293**	.142
		選挙区訪問	-.170	-.170
需要	面会 ³⁾		-.150	-.210*
	手紙・ファックス ⁴⁾		.081	-.144
	電話 ⁵⁾		-.030	-.385***

(出所) 筆者作成。

(注) * 10%水準で有意。** 5%水準で有意。*** 1%水準で有意。

1) 数字は、スピアマン順位相関係数。

2) 選挙区規模と1人当たり県内総生産の間では、スピアマン順位相関係数は.308（1%水準で有意）。1人当たり県内総生産は、Mustafa Sönmez, “1980’lerden 90’lara Bölgesel Gelişme” [1980年代から90年代の地域的发展], in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi, Yüzyıl Biterken, 13. Cilt* [共和制期トルコ百科事典 世紀末を迎えて 第13巻] (İstanbul: İletişim Yayınları, 1996), p. 695, Tablo2 の県内総生産統計と、State Planning Organization, *Statistical Yearbook of Turkey* (Ankara, 1991) の県別人口統計より、筆者計算。

1991年選挙区規模は定員2～6（表2参照）。

同一県内の選挙区の1人当たり県民所得は同じになる。

3) 週平均、アンカラまたは選挙区において。選択式回答で、中位値は「200～299人」。

4) 日平均。選択式回答で、中位値は「11～20通」。

5) 日平均。選択式回答で、中位値は「21～41本」。

る」と主張できよう。表10の「供給」部分は、この仮説を裏付けているように見える。選挙区規模が小さいほど国会議員は選挙区サービスを重要視しているからである（「意欲」）。また、選挙区規模が小さいほど、国会議員は自分の時間のより多くを選挙区民との（首都アンカラまたは選挙区での）面会に割いている（「実践」）^(注3)。

他方、選挙区規模は選挙区サービス需要とは相関関係になかった。国会議員を認知しやすいことが必ずしも選挙区サービスへの要求を増やすわけではないようである（表10の「需要」部分参照）。

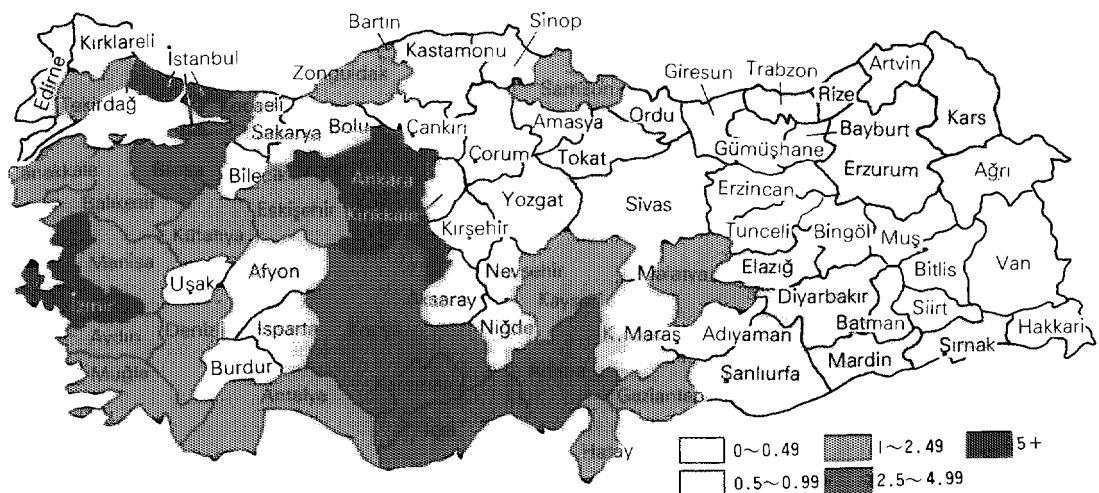
(2) 経済発展水準

経済発展水準は、選挙区サービス需要に大きく影響している可能性がある。すでに見たように、選挙区サービス需要は、職探し、社会的生産基盤整備、投資などから成っている。トルコ国内の経済発展水準は地域により大きく異なる

（図2）。イスタンブル（Istanbul）県を含む西部が最も高く、逆に東部は最も遅れている。選挙区の経済発展が遅れていれば、その選挙区サービス需要は経済発展が進んでいる選挙区のそれよりも大きいことが予想される。表10の「需要」部分はこの予想が妥当であることを示している。1人当たり県内総生産を指標とした経済発展水準は、選挙区サービス需要指標3つのうち2つ（面会者数と電話件数）と負の相関関係にあった^(注4)。

その一方で、経済発展水準は選挙区サービスの供給には関係していなかった。表10の「供給」部分は、1人当たり県内総生産が国会議員の選挙区サービス意欲・実践と有意な相関関係にないことを示している。この事実は同時に、選挙区規模と選挙区サービス供給の相関が見かけ上でなく本質的であるとの筆者の主張を裏付けている。つまり、経済発展水準が低いことは、

図2 国内総生産に占める各県の割合*（1986年）



（出所） Mustafa Sönmez, “1980’lerden 90’lara Bölgesel Gelişme” [1980年代から90年代の地域的发展], in *Cumhuriyet Dönemi Türkiye Ansiklopedisi, Yüzyıl Biterken, 13. Cilt* [共和制期トルコ百科事典 世紀末を迎えて 第13巻] (Istanbul: İletişim Yayınları, 1996), p.693 (図番号無し)。一部修正。

（注） 県境は1991年のものに合わせた。* 数字は%。

選挙区サービス需要を増やすが、選挙区サービス供給には影響を与えない。

(3) 議員歴

英国における選挙区サービスの研究でノートン(P. Norton)^(注5)は、新人議員は他の議員に比べて次期選挙での議席確保が難しいため、より多くの時間を選挙区サービスに費やすかもしれないと主張した。彼は、連続した2回の総選挙の間の追加的得票が、議員歴の長い議員よりも短い議員で多かったことから、新人議員が古参議員よりも多くの選挙区サービスを提供したのではないかと推測した。

しかしトルコでは、新人議員は、他の議員に比べて特段に選挙区サービスに力を入れてはいないようである。トルコの国会議員が「選挙区訪問」と「選挙区民と個人的問題で面会」にそれぞれ費やす時間(表5参照)は、新人議員とその他議員で統計的に有意な差異は認められなかった(ウィルコクソン検定^(注6)の有意水準はそれぞれ56%, 52%)^(注7)。

この結果はもっぱら、英国の小選挙区制とトルコの比例代表制に起因していると思われる。比例代表制では、現職議員は新人候補に対して優位にあるものの、まず、政党リストで上位に入るために自党の他の現職議員と競争しなければならない。この競争は、直近の総選挙で自党が躍進した選挙区でより激しくなる。そのような選挙区では多くの現職自党議員が生まれているからである。次に、政党リストで上位を確保したとしても、本選挙で他党現職議員と競争しなければならない。特に、その選挙区で自分が党で唯一の現職である場合には、他党現職議員との競争が最も厳しくなる。つまり、比例代表制では小選挙区制におけるよりも現職議員再選

の可能性が低いと言える。

上記の主張を裏付けるのは、たとえば日本において、現職優位が大規模選挙区よりも小規模選挙区でより強いことをリード(S.R. Reed)^(注8)が見つけたことである。日本の衆議院旧選挙制度^(注9)下で1972年以降、現職議員が全員再選された選挙区(定員3~5名)は、3人区では52%だったのに対し、4人区では43%、5人区では34%と、選挙区規模が大きくなるにつれて現職優位が薄れている。

それに加え、トルコでは議席交代率が特に高く、1991年総選挙では70.2%(全議員450名のうち316名が新人または返り咲き)にも達している(表11)。この率はニュージーランド下院の10.4%、米国下院の14.9%、日本衆議院の15.0%、旧西ドイツ・キリスト教民主党(CDU)連邦下

表11 各国議会下院における議席交代率*

国名	交代率 ¹⁾ (%)	時期 ²⁾
ニュージーランド	10.4	1946~92
米国	14.9	1978~92
日本	15.0	1972~90
旧西ドイツ	26.0 ³⁾	1953~87
フランス	30.0 ⁴⁾	1946~93
イスラエル	40.2	1951~92 ⁵⁾
トルコ	70.2	1991

(出所) Albert Somit et al. eds., *The Victorious Incumbent: A Threat to Democracy?* (Dartmouth: Aldershot, 1994) およびトルコ第18国会(1987~91年)、第19国会(91~95年)議員名簿より、筆者作成。

(注) *イスラエルとトルコは一院制。

- 1) 期間内平均。
- 2) 始まりと終わりは総選挙の年。
- 3) キリスト教民主同盟(CDU)連邦下院議員。ドイツ社会民主党(SPD)連邦下院議員については、24.5%。両方の率とも、ベルリン選挙区議員を除く。
- 4) 任期中の死亡者および辞職者を除く。
- 5) 1961年の早期繰上げ総選挙を除く。

院議員の26.0%，フランス国民議会の30.0%，さらには全国単一選挙区比例代表制のイスラエル国会の40.2%をさえ大きく上回る。これには、トルコにおいて1980年軍事クーデター後、旧政治家および旧政党の活動禁止が1987年まで続いたことが大きな影響を与えている。1987年の憲法改正^(注10)で上記の活動が解禁されるまでに、旧政治家の多くが、政界を引退したか（実業家や官僚から転じた）新興政治家により政治基盤を奪われていた。その結果、トルコでは長期現職議員がほとんどいなくなった。

(注1) 因子数は以下のように決定した。まず、因子数を1に指定した場合、2に指定した場合、3に指定した場合…と順次、最尤法因子分析を行う。それぞれの場合について、①「共通因子数は存在しない」という帰無仮説（対立仮説は「少なくとも1つの共通因子が存在する」と）と、②「 n 個の共通因子で十分である」という帰無仮説（対立仮説は「 n 個より多くの共通因子が必要である」と）、それぞれについてカイ二乗検定を行う。そして①の帰無仮説が棄却でき、②の帰無仮説が棄却できないような、最小の n を因子数とした（①の帰無仮説は、因子数が1の場合に棄却できれば、それより因子数が多い場合には常に棄却できる。②は n 〔因子数〕が少ない場合は棄却できても n が大きくなるとやがて棄却できなくなる）。表7で因子数が3つなのは、（1%の有意水準で） $n=2$ では①②ともに棄却されたが、 $n=3$ で②が受容されたことによる。最尤法因子分析とそれにおける因子数検定については、William R. Dillon and Matthew Goldstein, *Multivariate Analysis: Methods and Applications* (New York: John Wiley & Sons, 1984), pp. 80-85.

(注2) 1%の有意水準で、①「共通因子数は存在しない」という帰無仮説は $n \geq 1$ で棄却された。②「 n 個の共通因子で十分である」という帰無仮説は $n=1$ で棄却されたが、 $n=2$ で受容された。

(注3) 選挙区規模と国会議員の選挙区訪問のスピーアマン順位相関係数は、負の符号を持っているものの統計的有意水準に達していなかった。これは、選挙区訪問には、それ以外の変数、たとえば首都アンカラから選挙区までの距離などが大きく影響するためと思われる。

(注4) 経済発展水準が手紙・ファックスの件数とは無関係にないことは、経済発展水準の低い選挙区では選挙区サービスへの潜在的要求が多い一方、識字率が低いためにそれを文章にしにくいためではないかと思われる。他方、面会や電話を用いた選挙区サービス要求は識字率の影響をほとんど受けない。

(注5) Philip Norton, "Constituency Service by Members of Parliament: Does It Contribute to a Personal Vote?" *Parliamentary Affairs*, vol. 43, no. 2, April 1990, pp. 196-208.

(注6) 1つの標本の中位値 (median) ともう1つの標本の中位値との間に統計的に有意な差があるかを検定する方法。変数が（正規分布を仮定できない）順序変数であるため、平均値ではなく中位値についての検定を行った。

(注7) いずれの場合も、新人議員の平均値は再選議員のそれを若干上回る程度だった。

(注8) Steven R. Reed, "The Incumbency Advantage in Japan," in *The Victorious Incumbent: A Threat to Democracy?* ed. Albert Somit et al. (Dartmouth: Aldershot, 1994), p. 285.

(注9) 衆議院旧選挙制度における投票方法は、一般に"single nontransferable vote"と呼ばれる。レイブハルト (A. Lijphart) は衆議院旧選挙制度を、小選挙区制と比例代表制の中間に当たる半比例代表制と形容した。Arend Lijphart, *Democracies: Patterns of Majoritarian and Consensus Government in Twenty-One Countries* (New Haven: Yale University Press, 1984), p. 154.

(注10) 1982年憲法の改正により廃止された移行条項第4条は、①1980年クーデター後に解党された政党の中央執行委員については、憲法成立後10年間（92年まで）いかなる政党活動も行わないことを、②80年初時点での上下両院の国会議員については、憲法成立後5年間（87年まで）、政党を結成することと政党中央執行委員になることを、それぞれ禁止していた。

IV 結論

小論は、これまでほとんど注目されていなかった、比例代表選挙制における選挙区サービスの原因と結果を考察した。トルコは以下に述べ

る理由から、上記の問題を考える上で、興味深い例を提示している。第1に、比例代表制を採用するトルコの選挙区規模が最大でも県単位であることは、かなりの規模の個人票を生む。第2に、他の第三世界民主主義におけるように、トルコにおいても選挙区民が国会議員に最も期待するのが、サービス・分配機能である。ただ既存の研究は、トルコ国会議員が選挙区サービスにどの程度の重要性を置いているかについて、一致した結論に達してはいない。

筆者が1995年に行ったトルコ国会議員への質問票調査の結果から、以下の点が判明した。まず、実態としては、国会議員は法案審議や院内会派会議出席などの義務を最も優先する一方で、自分の自由になる時間の最も多くの部分を選挙区サービスに用いている。この結果は、キムラ(1970年代後半実施)とカライジュオール(84年実施)の調査結果の中間に位置すると言える。1983年の民政移管後12年を経た段階でのトルコ議会は、立法経験を積んだ議員がより多かった70年代の議会に近づきつつあるのではないだろうか。

次に、選挙区サービスの動機として最も重要なのは再選目的である。国会議員は、再選のためには個人的活動が自党の人気と同様に重要であると考えている。その個人的活動は、彼らが直に接する選挙区民を通じて波及的に宣伝される。この効果は、マスコミを通じた宣伝効果よりも大きいと認識されている。

最後に、選挙区サービスの需要と供給は、それぞれ別個の政治経済的構造に依存している。需要では、選挙区の経済発展が遅れているほど(選挙区規模には関係なく)選挙区サービス需要が多い。供給では、国会議員はその選挙区規模が小さいほど(経済発展の度合いには関係なく)

選挙区サービスを重視している。この結果、選挙区における経済発展と選挙区規模の関係によっては、選挙区サービスの需要と供給の間不均衡が生じることになる。たとえば、経済発展の遅れた選挙区では選挙区サービスへの需要が大きくなる。しかし仮にその選挙区規模が大きい場合には、国会議員による選挙区サービス供給は少なく、選挙区サービス需要を満たせなくなる可能性がある。

以上のように、比例代表制においても、トルコのように選挙区規模が比較的小さい場合には、再選を狙う国会議員にとって選挙区サービスの持つ意味は非常に大きい。加えて、他国に比べて再選確率がかなり低いトルコにおいては、再選議員も選挙区サービスに励まなければならない。新人議員と再選議員の間に選挙区サービス量で有意な差はなかった。

(アジア経済研究所総合研究部)

〔付記〕 本稿が依拠したアンケート調査では、案文作成段階で面会に応じていただいた主要政党幹部、特に正道党本部広報部長 Hasan Çağlayan 氏、社会民主人民党院内会派副代表 Ercan Karakaş 氏、共和人民党院内会派副代表 İstemihan Talay 氏、福祉党院内会派副代表 Şevket Kazan 氏、民族主義行動党院内会派副代表 Rıza Müftüoğlu 氏(肩書きはいずれも当時のもの)、および内務省人事局人事課長 İsmail Gündüz 氏、後の配布段階で回答に応じてくださったトルコ国会議員の方々、第二次回収をくださったアンカラ大学政治学部 Cahit Emre 助教授より、多大な協力を得た。資料調査ではトルコ国会図書館の Hilmi Çelik 氏、Ali Rıza Cihan 氏、Sevgi Korkut 氏、Şahin Akdağ 氏、Nafiz Kurt 氏にお世話になった。さらに、複数の匿名のレフェリーより多くの貴重な理論的・実践的指摘と励ましの言葉をいただいた。これらの方々に対し、記して謝意を表したい。